

遺族共済年金の転給制度について

- 遺族共済年金を受給することができる「遺族」は、死亡の当時その者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫及び祖父母とされており、遺族共済年金を受給する順位は次のとおりとされている。（厚生年金と同じ。）

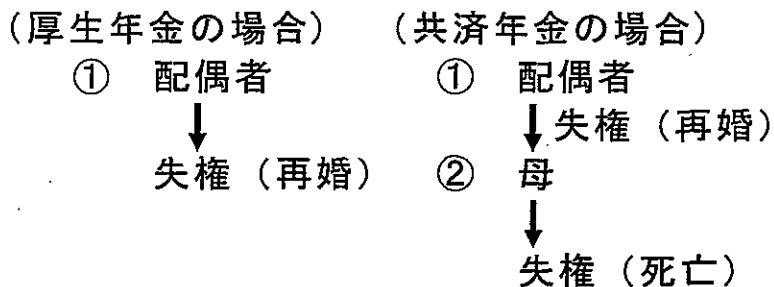
- ① 配偶者及び子
- ② 父母
- ③ 孫
- ④ 祖父母

- 先順位者が失権した場合には、次順位者に支給（転給）される。（共済年金のみ。）

（参考）「転給制度」の事例

[事例1]

「遺族」が、①配偶者と②母の場合



[事例2]

「遺族」が、①子と②母の場合

